

文化芸術活動に関する 法律相談窓口のご紹介

弁護士が
相談対応幅広い
分野対応専門的な
知識・経験有

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル（フリーランス・事業者間取引適正化等法やインボイス制度への対応、AIと著作権等）に関する質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士*が相談に対応します。

*相談窓口は、文化庁から事業を受託した弁護士が実施します。

こんなお悩みありませんか？

- ☒ 権利関係(著作権等)が複雑で分からない
- ☒ 報酬トラブルについて知りたい
(不払いや支払遅延・一方的な減額等)
- ☒ 契約手続きについて教えてほしい



利用方法

- 文化庁ホームページ内に設置した相談受付フォームにて相談受付。
- 原則として10営業日以内にメール回答。
- 内容に応じて電話又はオンラインによる対応も実施。

文化庁「文化芸術活動に関する法律相談窓口」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/



対象

文化芸術活動に関わる芸術家や事業者（個人事業主を含む）で、プロ・アマ等を問わず、
様々な分野のアーティスト、クリエイター、スタッフの皆様が対象となります。

＜例＞演奏家、歌手、作曲家、ダンサー、役者(演劇、映画、テレビ等) 声優、タレント、モデル、文筆家、漫画家、編集者、アニメーター、イラストレーター、工芸家、写真家、落語家、映画監督、脚本家、舞台や映像作品等の企画や制作・編集(演出、美術、照明、音響技術、撮影、メイク等)に関わるスタッフ、これらに関わる事務スタッフ等

※これらに限定されるものではありません。